

厚生連土浦訪問看護ステーション
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
運営規程

(事業の目的)

第1条 茨城県厚生農業協同組合連合会が設置する厚生連土浦訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護においては要介護状態、指定介護予防訪問看護においては要支援状態の利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。要支援状態の利用者では生活機能の維持又は向上を図るものとする。
2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 3. 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 4. 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 6. 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 7. 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、原則、事業所の従業者によってのみ行うものとする。ただし、災害や感染拡大等有事の際は、関係機関と協議の上、協力し提供する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 厚生連土浦訪問看護ステーション
- (2) 所在地 茨城県土浦市おおつ野4丁目1番1号

(従業者の職種及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員：看護師7名以上
看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画・介護予防訪問看護計画に基づき指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- (3) 事務職員：1名以上
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間：午前8時30分から午後5時とする。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明を行う。

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。

訪問看護の内容：

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書に基づく指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

(3) 訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2. 事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

(1) 介護保険：無料

ただし通常の事業の実施地域を越えて行う事業については、
超えた分について1キロメートル30円 往復分

(2) 医療保険：事業所から1キロメートル30円 往復分

3. 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4. 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

5. 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付す

る。

- (1) 営業時間内で1時間30分を超える時：30分あたり1500円
- (2) 営業時間外：30分あたり2000円
- (3) 営業日以外：30分あたり2500円
- (4) 死後の処置料：10000円

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、土浦市・かすみがうら市・石岡市（八郷地区を除く）、片道20Km以内の範囲とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4. 事業所は、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 母体病院の感染症委員会に毎月参加し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を母体病院と整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を母体病院と定期的に実施する。

(苦情処理)

- 第12条 事業所は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 母体病院の虐待対策チーム委員会からの情報について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を母体病院と整備する。
 - (3) 虐待を防止するための研修の実施。年1回以上。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置：管理者
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第14条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家

族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

3. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設ける。
2. 事業所は、適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 3. 事業所は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は茨城県厚生農業協同組合連合会との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成7年8月15日から施行する。指定訪問看護
2. この規程は、平成18年4月1日から施行する。指定介護予防訪問看護
3. この規程の改定は、令和4年4月1日から施行する。
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を統合
4. この規程の改定は、令和6年4月1日から施行する。